

改正

- 平成14年 3月22日公安委員会規則第5号
- 平成16年 3月23日公安委員会規則第2号
- 平成18年 3月31日公安委員会規則第10号
- 平成19年 3月30日公安委員会規則第6号
- 平成20年11月28日公安委員会規則第15号
- 平成22年 3月31日公安委員会規則第4号
- 平成23年 2月15日公安委員会規則第2号
- 平成26年 3月11日公安委員会規則第1号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則をここに公布する。

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)

第2条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
- (2) 開示を実施する場所
- (3) 開示の実施に要する費用に相当する額
- (4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項

(第三者に通知する事項)

第3条 条例第15条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出先
- (2) 意見書の提出期限

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、警察本部情報センター（岩手県警察本部庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）又は署情報センター（各警察署庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付

<p>2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、岩手県警察本部長が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの</p>	<p>紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付</p>
---	--

(開示を受ける者が申出をする事項)

第5条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 開示を求める部分

2 条例第6条第1項に規定する開示請求書にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、条例第16条第2項の規定による申出とみなす。

(費用負担の額)

第6条 条例第22条第1項の実施機関が定める額が、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第22条第2項の実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(必要な措置を講ずる出資法人)

第7条 条例第41条第2項の実施機関として岩手県警察本部長が定める出資法人は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターとする。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日公安委員会規則第15号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月15日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日公安委員会規則第1号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求(情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録(同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。)の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求(岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が受理したのものに限る。)については、なお従

前の例による。

別表第 1 (第 6 条関係)

区分		単位	金額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1 枚につき	10円 (両面に複写した場合には、20円)
	カラー	1 枚につき	40円 (両面に複写した場合には、80円)
2 1 に掲げる以外の写し		1 枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第 2 (第 11 条関係)

開示の実施の方法	区分		金額
複製物の交付	1 光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物		1 枚につき 80円
	2 1 に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1 枚につき 10円 (両面に複写した場合には、20円)
		カラー	1 枚につき 40円 (両面に複写した場合には、80円)
	2 1 に掲げる以外の写し		1 枚につき当該写しの作成に要する費用に相当する額